附則第六条第七項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十五年一月一日から同年九月三十日」を「平成二十五年十月一日から平成二十六年六月三十日」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第五項及び第六項を削り、同条第四項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、「から当該年度の特例的な給与の減額による削減額として総務大臣が認める額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）」を削り、同項を同条第七項とし、同条第三項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　平成二十六年度及び平成二十七年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　地域力の創造等のための施策を推進することが特に必要であると認められる地域における地域力の創造等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　個人の道府県民税の所得割の課税標準である総所得金額のうち、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百八十五条第一項に規定する旧相続税法対象年金に係る雑所得の金額又は同令第百八十六条第一項に規定する旧相続税法対象年金に係る雑所得の金額を、それぞれ同令第百八十五条第一項又は第百八十六条第一項の規定の例により計算したことにより生じた当該所得割に係る過納金の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十七条の規定による還付及び当該還付に係る還付加算金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三　道府県知事が、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の二十の二第二項第一号に規定する対象保険年金（以下この号において「対象保険年金」という。）に係る同項第二号に規定する保険金受取人等に該当する者で対象保険年金に係る所得が生じた年の翌年の一月一日において地方税法第二十四条第一項第一号に掲げる者に該当していた者（その者が死亡している場合にあつては、その相続人（包括受遺者を含む。以下この号において「特定相続人」という。）に対し、当該保険金受取人等である者又は当該特定相続人に係る被相続人（包括遺贈者を含む。）の平成十二年分以後の各年分の対象保険年金に係る所得のうち個人の道府県民税が課されない部分の金額について個人の道府県民税を課するとしたならば当該金額につき課されることとなる個人の道府県民税に相当する額を支給する場合に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

4　平成二十六年度から平成二十八年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　国の補助金を受けて実施する社会保障・税番号制度システム整備事業に係る経費のうち当該道府県が負担する額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた包括算定経費に係る補正後の数値に八円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額

二　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画の策定に要する経費（平成二十六年度においては、当該年度の四月一日から十二月三十一日までの間に支払われたものに限る。）として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

5　平成二十六年度から平成二十九年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、総務大臣が定める基準による地方公会計の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

附則第七条第一項を次のように改める。

平成二十六年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　平成二十五年度に発生した大雪のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費（附則第五条第二項において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産に必要な施設の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額

附則第七条第二項、第三項及び第四項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第五項各号列記以外の部分を次のように改める。

平成二十六年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号、第四号及び第十七号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

附則第七条第五項第二号中「調査した額に〇・八」を「調査した額に〇・五」に改め、「に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同項第三号中「〇・八（高齢者居住安定確保法施行令第五条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅に係るものにあつては〇・五）」を「〇・五」に改め、同項第五号中「附則第六条第一項第八号」を「附則第六条第一項第五号」に改め、同項第六号中「平成二十五年十月一日」を「平成二十六年十月一日」に改め、同項第七号中「附則第六条第一項第九号」を「附則第六条第一項第六号」に改め、同項第八号中「附則第六条第一項第十号」を「附則第六条第一項第七号」に改め、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十八号までを削り、第十九号を第十一号とし、同項第二十号中「附則第六条第一項第十八号」を「附則第六条第一項第十一号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第二十一号中「附則第六条第一項第十九号」を「附則第六条第一項第十二号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第二十二号を削り、同項第二十三号中「附則第六条第一項第二十二号」を「附則第六条第一項第十四号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第二十四号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第二十五号中「地方税法附則第十七条の二第一項に規定する修正基準」を「地方税法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準」に、「〇・五」を「〇・三」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二十六号及び第二十七号を削り、同項第二十八号中「及びデータの移行」を「、データの移行、コンサルタントによる導入支援及び導入後の実務処理に係る研修」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第二十九号を削り、同項第三十号中「四七九、〇六一円」を「四八〇、二六五円」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第三十一号及び第三十二号を削り、同項第